

## 「福島県復興祈念公園利活用等調査業務委託」仕様書

### 1 業務名

福島県復興祈念公園利活用等調査業務委託

### 2 目的

福島県復興祈念公園（以下、当公園という）は、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓を後世へ伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、令和7年度末の完成を目標に整備を進めているところである。

また、公園の周辺地域には震災伝承等の施設が存在することから、これらの施設と連携を図ることにより、様々な効果が期待される。

本業務は、公園面積約 48.4ha と広大な園内移動において、来園者の利便性・安全性の向上や集客につながるアクティビティ（園内走行を想定）として、また、周辺地域の伝承施設等（4(2)エによる）との周遊性向上（一般公道走行を想定）となり得る多種多様なモビリティ導入の可能性について調査・分析を行い、導入計画の素案を作成することを目的とする。

### 3 業務概要

当公園や周辺施設との連携を図るためのモビリティ導入の可能性を調査・分析し、持続可能な実現性に向けた課題・懸案を取りまとめ、導入計画の素案を作成するものとする。

なお、必要に応じて地域の実情や先進事例、公園利用者のニーズ（体験型試乗会を通じたアンケート調査など）、国や関係市町村、交通事業者等へのヒアリング、検討会などを行う。

### 4 検討にあたっての与条件

(1) 当公園の概要等は以下による。

ア 福島県における復興祈念公園基本構想（平成29年7月）

イ 福島県における復興祈念公園基本計画（平成30年7月）

ウ 福島県復興祈念公園基本設計について（令和元年5月）

エ 福島県復興祈念公園の施設配置計画（令和2年7月）

（公園の概要等 HP：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/>）

(2) 検討にあたっての考え方は次のとおりであり、園路の幅員や位置関係は別添図1及び2による。

ア 園路走行のモビリティは、歩行者と車両が同じ空間を移動できる混在型を想定。

- イ モビリティの利用者は、公園の来園者となるため、子供から高齢者及び障害者等、幅広い人が利用することを想定する。
- ウ 広場等におけるアクティビティの運行箇所は、現時点多目的広場及び水辺の広場を想定している。
- エ 周辺地域の伝承施設等は以下を想定している。
  - ・ 東日本大震災・原子力災害伝承館
  - ・ 双葉町産業交流センター
  - ・ 震災遺構請戸小学校 等

## 5 再委託に関する事

再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。

なお、契約後再委託を行う際には、予め発注者の承諾を得る必要があるので留意すること。

- (1) 「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」は、再委託を行うことができない。
- (2) 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)は、再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

## 6 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による。

## 7 契約書の作成

要。

## 8 事業報告書の作成

事業報告書は、事業終了後、事業報告書等の簡易製本版を2部、電子データを正副2部、コンピューターウイルス対策を実施した上で提出すること。

## 9 完了確認

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

## 10 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、発注者と協議のうえ進めるものとする。

- (2) 打合せや関係機関へのヒアリング等（オンラインを含む）を行った場合は、速やかにその議事録を作成し、発注者の確認を受けること。
- (3) 印刷物には他社の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用は避けること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分に配慮して事業を進めること。
- (5) 本業務の実施にあたり、発注者が所有しているものについては、協議により発注者から貸与するものとする。貸与を受けた資料については、リストを作成の上、発注者へ提出し、本業務完了とともに返却するものとする。

## 11 提出資料

次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

- (1) 着手届：事業着手後 7 日以内
- (2) 責任者届：事業着手後 7 日以内
- (3) 完了届：事業完了後すみやかに
- (4) 実績報告書：事業完了後 15 日以内
- (5) 収支決算書：実績報告書に添付
- (6) その他発注者が必要と認める資料：発注者が指定する日

## 12 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

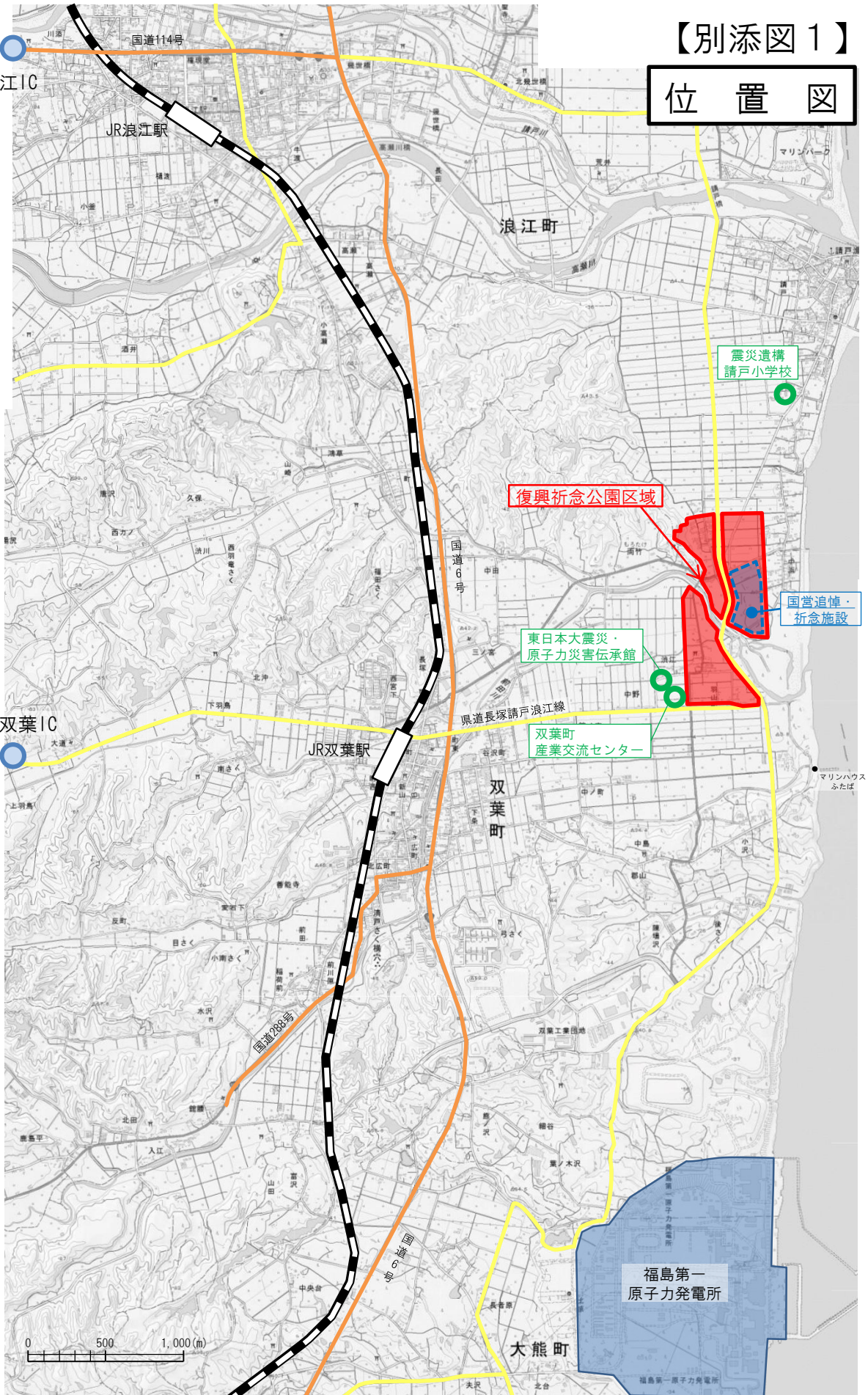
受託者は、発注者の意図及び目的を十分に理解するとともに、誠実に業務を行うものとする。

【別添図1】

位置図

至 浪江IC

至 常磐双葉IC



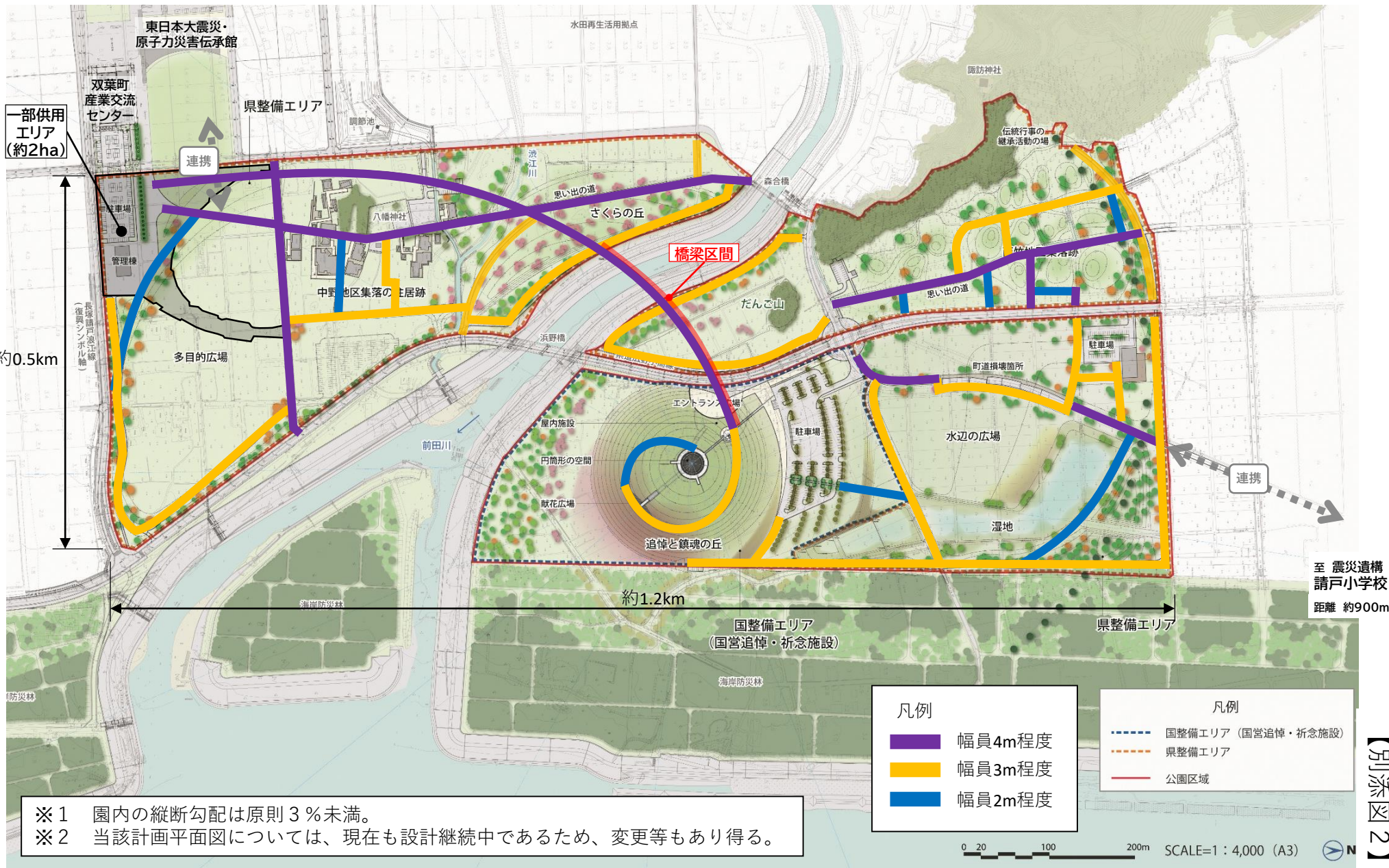
0 500 1,000(m)

福島第一  
原子力発電所

大熊町



# 福島県復興祈念公園計画平面図



※1 園内の縦断勾配は原則3%未満。  
 ※2 当該計画平面図については、現在も設計継続中であるため、変更等もあり得る。

凡例

<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:purple; border:1px solid black;"></span>	幅員4m程度
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>	幅員3m程度
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue; border:1px solid black;"></span>	幅員2m程度

凡例

<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed blue;"></span>	国整備エリア (国営追悼・祈念施設)
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed orange;"></span>	県整備エリア
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid red;"></span>	公園区域

0 20 100 200m SCALE=1:4,000 (A3)

【別添図2】